

## 規 則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第十五号

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成二十年埼玉県規則第九十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。